

○原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書

南予地区広域消防相互応援協定の規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下「甲」という。）、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「乙」という。）及び東宇和事務組合消防本部（以下「丙」という。）は、原子力災害時に後発する火災、救急、救助等の一般災害（以下「一般災害」という。）の活動に関し次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 原子力災害が発生した場合、甲は、原子力災害対策に全職員を充てざるを得なくなることを予想され一般災害の対応が難しくなる。このため、甲は乙、丙に応援を求め、消防力を有効に活用し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車隊、救急車隊、救助工作車隊をいう。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、電話又はファクシミリ等により下記事項をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 原子力災害の発生、日時、態様及び規模等
- (2) 応援隊の種別及び台数等
- (3) その他必要事項

（消防隊の派遣）

第4条 消防隊の派遣は、当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。但し、緊急の場合は直接指揮することが出来るものとする。

（事務の処理）

第6条 一般災害のうち火災の事務処理は、甲が行い、救急、救助等の事務処理は当該業務を実施した消防本部が行う。

（情報の交換）

第7条 甲は、この覚書の適切な運用を期するため、乙、丙に対し必要な情報を提供するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため県内共通波を使用する。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費の負担は、南予地区広域消防相互応援協定による。

（疑義等の決定）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期限は、施行の日から平成14年7月31日までとし、期間満了の場合において、甲、乙、丙で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のそれぞれ1通を保管する。

平成13年7月30日

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長

東宇和事務組合消防本部
消防長

八幡浜地区施設事務組合消防本部
消防長